

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 29 年 3 月 31 日付け 28 五振上支建第 1195 号乃至第 1198 号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

審査請求人は、平成 29 年 3 月 28 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、次に掲げる内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 23 単起交整第 803-1 号で測量会社が特定の土地を測量した際の土地境界立会確認書等についての開示請求。
- (2) 23 単起交整第 803-1 号で測量会社が特定の土地を測量した際の土地境界立会確認書等についての開示請求。
- (3) 23 単起交整第 803-1 号で測量会社が特定の土地を測量した際の土地境界立会確認書等についての開示請求。
- (4) 23 単起交整第 803-1 号で測量会社が特定の土地を測量した際の土地境界立会確認書等についての開示請求。

#### 2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、平成 29 年 3 月 31 日付けで、「境界確認において同意を得ていないため。」として本件処分を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 29 年 7 月 24 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 仮杭を打つ場合、地権者の同意が必要である。
- (2) 県は第三者に無断で自分の土地を貸与しているため説明を求める。

### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

#### 1 不開示決定（公文書不存在）とした理由について

本件処分について、本件開示請求の対象となった測量業務は、国土調査で確定した土地境界を業者への委託により復元するものである。当該業務は境界確認とは異なり、元々国土調査により確定している境界を復元するものであったため、そもそも隣接地権者の同意を得る必要はなく、県としても同意書を作成するなどの手続きを行っていない。したがって、開示を求められた公文書に同意書は存在しないため、不開示決定（公文書不存在）を行った。

### 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう  
に判断する。

#### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

#### 2 審査会の判断理由

本件開示請求において、審査請求人が求めている文書は、審査会で確認したと

ころ、平成 23 年度に測量会社が行った復元測量業務に関するもののうち、隣接地権者の同意書及び立会証明書等と認められる。

当該測量業務は、実施機関が主張するとおり、土地の境界を確定させる主旨のものではなく、既に確定した土地の境界を復元させるためのものであると認められ、復元測量においては、同意書及び立会証明書の作成義務はなく、作成していないとの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。

したがって、実施機関がこれを不開示決定（公文書不存在）としたのは妥当である。

### **3 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

以上のことから、前記「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の審査経過

| 年月日        | 審査経過           |
|------------|----------------|
| 平成30年2月14日 | ・実施機関から諮問書を受理  |
| 平成30年2月27日 | ・審査会（概要説明及び審査） |
| 平成30年5月11日 | ・審査会（審査）       |
| 平成30年6月12日 | ・審査会（審査）       |
| 平成30年7月12日 | ・答申            |

## 長崎県情報公開審査会委員名簿

| 氏名    | 役職                       | 備考      |
|-------|--------------------------|---------|
| 植木博路  | 弁護士                      | 会長      |
| 池本仁史  | 長崎新聞社取締役                 |         |
| 菅宜紀   | 長崎県立大学地域創造学部教授           |         |
| 朝長真生子 | 司法書士                     |         |
| 藤野美保  | 長崎行政監視行政相談センター<br>行政相談委員 | 会長職務代理者 |

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 29 年 3 月 31 日付け 28 五振上支建第 1199 号乃至第 1201 号及び第 1204 号で審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

審査請求人は、平成 29 年 3 月 28 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、次に掲げる内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 23 単起交整第 803-1 号で測量会社が特定の土地を測量した際の報告書等についての開示請求。
- (2) 23 単起交整第 803-1 号で測量会社が特定の土地を測量した際の報告書等についての開示請求。
- (3) 23 単起交整第 803-1 号で測量会社が特定の土地を測量した際の報告書等についての開示請求。
- (4) 23 単起交整第 803-1 号で測量会社が測量した際の業務完了報告書についての開示請求。

#### 2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、平成 29 年 3 月 31 日付けで、条例第 7 条第 1 号に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 29 年 7 月 24 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県は自分の土地を確認・立会をすることなく無断で第三者に貸与しているため、資料を出すべきである。

### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

#### 1 不開示とした部分及び理由について

当該公文書は用地測量業務委託の測量成果簿及び業務完了報告書であり、当該公文書の中には、委託業者の担当者名、印影が含まれている。

委託業者の担当者名、印影は個人を識別できる情報であることから条例第7条第1号に該当し、不開示とした。

### 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう  
に判断する。

#### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

#### 2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が部分開示決定の理由としている条例第7条第1号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断し

た。

#### (1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報(以下「個人情報」という。)が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。ただし、同条同号ただし書は、

(ア) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(ウ) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、個人情報であっても、開示するものと規定している。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、長崎県情報公開条例の解釈運用基準(以下「解釈運用基準」という。)によると、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、「個人に関する情報」に含まれるが、同条第3号(事業情報)により開示、不開示の判断をすることが適当であることから、本号の個人情報からは除かれている。しかしながら、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業に直接関係のない情報、即ち、家族状況、事業活動と区別される所得、財産の状況等に関する情報は、本号により判断するものとされている。

### 3 審査会の判断理由

当審査会において、対象公文書を確認したところ、次の(1)から(5)に記載する文書に不開示部分が含まれていたことから、個別の文書ごとに不開示部分について判断を行うこととした。

#### (1) 測量成果簿の鑑について

当該公文書を当審査会において見分したところ、実施機関が不開示としたのは委託業者の社印の印影であると認められた。

委託業者の社印の印影については、条例第7条第1号に規定する特定の個人を識別できる情報に該当しないため、条例第7条第1号該当とした実施機関の判断は妥当ではない。

## (2) 三次元網平均計算について

当該公文書を当審査会において見分したところ、実施機関が不開示としたのは委託業者の社印の印影であると認められた。

委託業者の社印の印影については、条例第7条第1号に規定する特定の個人を識別できる情報に該当しないため、条例第7条第1号該当とした実施機関の判断は妥当ではない。

## (3) 基準点精度管理表について

当該公文書を当審査会において見分したところ、実施機関が不開示としたのは委託業者の作業班長及び主任技術者の氏名及び印影であると認められた。

委託業者の作業班長及び主任技術者の氏名及び印影については、条例第7条第1号に規定する特定の個人を識別できる情報に該当することから、実施機関がこれを不開示とした判断は妥当である。

## (4) 地積測量図・土地所在図について

当該公文書を当審査会において見分したところ、実施機関が不開示としたのは作製者個人の氏名及び印影であると認められた。

作製者個人の氏名及び印影については、条例第7条第1号に規定する特定の個人を識別できる情報に該当するものの、当該公文書は不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定により、法務局において何人も写しを請求できるとされている。

したがって、当該公文書に含まれる作製者個人の氏名及び印影については、条例第7条第1号ただし書きアの法令若しくは条例の規定により公にされている情報に該当し、実施機関がこれを不開示とした判断は妥当ではない。

## (5) 業務完了報告書について

当該公文書を当審査会において見分したところ、実施機関が不開示としたのは委託業者の代表取締役印の印影であると認められた。

委託業者の代表取締役印の印影については、条例第7条第1号に規定する特定の個人を識別できる情報に該当しないため、条例第7条第1号該当とした実施機関の判断は妥当ではない。

## 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。



## 5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の審査経過

| 年月日        | 審査経過           |
|------------|----------------|
| 平成30年2月14日 | ・実施機関から諮問書を受理  |
| 平成30年2月27日 | ・審査会（概要説明及び審査） |
| 平成30年5月11日 | ・審査会（審査）       |
| 平成30年6月12日 | ・審査会（審査）       |
| 平成30年7月12日 | ・答申            |

## 長崎県情報公開審査会委員名簿

| 氏名    | 役職                       | 備考      |
|-------|--------------------------|---------|
| 植木博路  | 弁護士                      | 会長      |
| 池本仁史  | 長崎新聞社取締役                 |         |
| 菅宜紀   | 長崎県立大学地域創造学部教授           |         |
| 朝長真生子 | 司法書士                     |         |
| 藤野美保  | 長崎行政監視行政相談センター<br>行政相談委員 | 会長職務代理者 |

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 29 年 3 月 31 日付け 28 五振上支建第 1202 号及び第 1203 号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

審査請求人は、平成 29 年 3 月 28 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、次に掲げる内容の開示請求を行った。

- (1) 23 単起交整第 803-1 号で測量会社が特定の土地を測量した際の委託成果品についての開示請求（以下「本件開示請求 1」という。）。
- (2) 23 単起交整第 803-1 号で測量会社が測量した際の基準点精度管理表、作業班長・主任技術者 2 名がわかる文書についての開示請求（以下「本件開示請求 2」という。）。

#### 2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求 1 及び本件開示請求 2 に対し、平成 29 年 3 月 31 日付けで、条例第 7 条第 1 号に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 29 年 7 月 24 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める」というもの

である。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県は自分の土地を確認・立会をすることなく無断で第三者に貸与しているため、資料を出すべきである。

## 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

### 1 不開示決定とした理由について

#### (1) 測量成果簿について

当該公文書は用地測量業務委託の測量成果簿であり、当該公文書の中には、委託業者の担当者名、印影が含まれている。審査請求人は本件開示請求1において、電子データでの開示を求めており、当該公文書を電子データで開示した場合、電子データに含まれる個人情報を削除することが困難であることから、当該公文書に含まれる個人情報を開示してしまうこととなるため、条例第7条第1号に該当し、不開示決定とした。

#### (2) 基準点精度管理表について

当該公文書は用地測量業務委託の測量成果簿の一部であり、委託業者の担当者名、印影が含まれている。審査請求人は本件開示請求2において、作業班長及び主任技術者2名が分かる文書を請求しており、当該公文書に含まれる作業班長及び主任技術者は条例第7条第1号の個人を識別することができる情報に該当するため、当該部分を黒塗りにして開示した場合、本件開示請求2の主旨及び目的を達成できないことから不開示決定とした。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう  
に判断する。

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するこ

とを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

## 2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が部分開示決定の理由としている条例第7条第1号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

### (1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報(以下「個人情報」という。)が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。ただし、同条同号ただし書は、

(ア) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(ウ) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、個人情報であっても、開示するものと規定している。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、長崎県情報公開条例の解釈運用基準(以下「解釈運用基準」という。)によると、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、「個人に関する情報」に含まれるが、同条第3号(事業情報)により開示、不開示の判断をすることが適当であることから、本号の個人情報からは除かれている。しかしながら、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業に直接関係のない情報、即ち、家族状況、事業活動と区別される所得、財産の状況等に関する情報は、本号により判断するものとされている。

## 3 審査会の判断理由

### (1) 測量成果簿について

本件開示請求1に係る公文書については、用地測量の業務委託を受けた業者が作成した測量成果簿であると認められる。

実施機関は、第4の1において、「審査請求人は本件開示請求1において、

電子データでの開示を求めており、当該公文書を電子データで開示した場合、電子データに含まれる個人情報を削除することが困難であることから、当該公文書に含まれる個人情報を開示してしまうこととなる」と主張する。

しかしながら、当審査会において、開示請求書の記載を見分したところ、審査請求人は電磁的記録の場合は用紙に出力したものの交付についても求めていることが確認でき、審査請求人が電子データのみを求めているとの実施機関の主張は根拠を欠くと言わざるを得ない。

また、長崎県情報公開条例施行規則（平成 14 年 3 月 29 日長崎県規則第 23 号）第 9 条ただし書きにおいては、電磁的記録そのものを開示できないなど特段の事情がある場合において、電磁的記録の開示の方法は、実施機関の裁量に委ねられていることが規定されており、実施機関においては、対象文書が電磁的記録で保存されている場合であっても、開示、不開示の判断を行い、不開示部分が含まれる場合は、少なくとも実施機関が開示できると認められる方法により開示を行わなければならないと解される。

したがって、当該文書には委託業者の担当者の氏名及び印影が含まれており、当該部分は条例第 7 条第 1 号に該当すると認められるものの、本件開示請求 1 を電子データに限るものとして、当該電子データから不開示部分を除くことが困難であるとの理由により全部不開示とした実施機関の判断は、条例上の根拠を欠き、妥当ではない。

## (2) 基準点精度管理表について

本件開示請求 2 に係る公文書については、用地測量の業務委託を受けた業者が作成した測量成果簿の一部である基準点精度管理表であるところ、実施機関は、審査請求人は、「作業班長及び主任技術者 2 名が分かる文書」を請求しており、当該公文書に含まれる個人情報を黒塗りにして開示した場合、当該開示請求の主旨及び目的が達成できないことから不開示決定としたと主張する。

しかしながら、当審査会において、開示請求書を見分したところ、開示を求める公文書の内容として「作業班長及び主任技術者 2 名が分かる文書」のほか、「基準点精度管理表」と記載されていることを確認した。

実施機関においては、少なくとも開示請求書に記載されている文書について、条例に基づき開示、不開示の判断を行うことが求められる。

したがって、当該文書には委託業者の担当者の氏名及び印影が含まれており、当該部分は条例第 7 条第 1 号に該当すると認められるものの、実施機関が全部不開示とした判断は、条例上の根拠を欠き、妥当ではない。

## 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

## 5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の審査経過

| 年月日        | 審査経過           |
|------------|----------------|
| 平成30年2月14日 | ・実施機関から諮問書を受理  |
| 平成30年2月27日 | ・審査会（概要説明及び審査） |
| 平成30年5月11日 | ・審査会（審査）       |
| 平成30年6月12日 | ・審査会（審査）       |
| 平成30年7月12日 | ・答申            |

## 長崎県情報公開審査会委員名簿

| 氏名    | 役職                       | 備考      |
|-------|--------------------------|---------|
| 植木博路  | 弁護士                      | 会長      |
| 池本仁史  | 長崎新聞社取締役                 |         |
| 菅宜紀   | 長崎県立大学地域創造学部教授           |         |
| 朝長真生子 | 司法書士                     |         |
| 藤野美保  | 長崎行政監視行政相談センター<br>行政相談委員 | 会長職務代理者 |



## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 29 年 3 月 31 日付け 28 五振上支建第 1205 号で審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

審査請求人は、平成 29 年 3 月 28 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、平成 24 年 9 月 11 日長崎県五島振興局上五島支所の課長が特定の土地の測量に際して特定の個人と立会したときの立会証明書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、平成 29 年 3 月 31 日付けで、条例第 7 条第 1 号に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 29 年 7 月 24 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 測量会社が測量した場合は、測量会社の印鑑証明書が必要である。

(2) 土地家屋調査士が測量した場合は職員の印鑑が必要である。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

##### 1 部分開示決定とした理由について

当該文書には、立会をした個人の私印の印影があり、当該部分は条例第7条第1号に該当するため、部分開示とした。

##### 2 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

立会証明書を作成した業務は、審査請求人の要請により既已取得した用地の復元測量を行おうとしたものであり、長崎県の土木設計（調査・測量）業務等共通仕様書第12001条に定められている「長崎県土木部が公共事業施工のために必要な土地の取得または使用に伴う資料作成及び図面作成の業務」に該当しないため、簡易的な立会証明書の様式を用いており、調査・測量者に印鑑証明の提出を求めている。

#### 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう判断する。

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

##### 2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が部分開示決定の理由としている条例第7条第1号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

###### (1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別

することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「個人情報」という。）が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。ただし、同条同号ただし書は、

（ア）法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

（イ）人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

（ウ）当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、個人情報であっても、開示するものと規定している。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、長崎県情報公開条例の解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）によると、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、「個人に関する情報」に含まれるが、同条第3号（事業情報）により開示、不開示の判断をすることが適切であることから、本号の個人情報からは除かれている。しかしながら、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業に直接関係のない情報、即ち、家族状況、事業活動と区別される所得、財産の状況等に関する情報は、本号により判断するものとされている。

### 3 審査会の判断理由

本件開示請求に係る公文書については、長崎県五島振興局上五島支所の課長が平成24年9月11日に特定の個人と立会した際の立会証明書であると認められる。

審査請求人が主張する調査測量者の印鑑証明書については、審査会において審査した結果、実施機関が第4の2で述べた印鑑証明書を添付していない理由に、特段不自然、不合理な点は見受けられない。

また、当該公文書には立会者の私印の印影が含まれており、これを開示した場合、個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、実施機関がこれを条例第7条第1号に該当するとして不開示としたのは妥当である。

よって、実施機関が立会証明書を特定し、これを部分開示決定としたことは妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会におけ

る前記判断を左右するものではない。

## 5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の審査経過

| 年月日        | 審査経過           |
|------------|----------------|
| 平成30年2月14日 | ・実施機関から諮問書を受理  |
| 平成30年2月27日 | ・審査会（概要説明及び審査） |
| 平成30年5月11日 | ・審査会（審査）       |
| 平成30年6月12日 | ・審査会（審査）       |
| 平成30年7月12日 | ・答申            |

## 長崎県情報公開審査会委員名簿

| 氏名    | 役職                       | 備考      |
|-------|--------------------------|---------|
| 植木博路  | 弁護士                      | 会長      |
| 池本仁史  | 長崎新聞社取締役                 |         |
| 菅宜紀   | 長崎県立大学地域創造学部教授           |         |
| 朝長真生子 | 司法書士                     |         |
| 藤野美保  | 長崎行政監視行政相談センター<br>行政相談委員 | 会長職務代理者 |